

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年2月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実

建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した建設業の種類
	商号または名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R8. 1. 19	岡本工務店	岡本 優	東近江市五個荘奥町174	(般-3) 第42463号	建・大・具
R8. 1. 23	エーライフ建築	山元 亮太朗	草津市下笠町210-11	(般-7) 第23339号	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解
R8. 1. 26	(株) グラステック	神谷 義幸	草津市木川町1101-5	(般-2) 第22236号	ガ・具
R8. 1. 29	寺畠鋳金	寺畠 良治	長浜市小谷丁野町423-1	(般-7) 第61743号	屋・板
R8. 1. 29	(株) 今江工務店	今江 一樹	守山市木浜町1650-4	(般-3) 第20088号	建